



だれもがいきいきと自分らしく生きることができるために

男女共同参画に関するアンケートのお願い

皆様には、日頃、大東市の行政にご理解・ご協力をいただき、厚く感謝しております。

さて、本市では、男女共同参画社会の実現をめざして「大東市男女共同参画社会行動計画」の策定を進めております。そこで、市民の皆様のご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とするため、アンケートを行うことになりました。

このアンケートは、住民基本台帳に登録されている20歳以上の市民の男女の中から1,000人の方を無作為に選ばせていただき、お願いするものです。

アンケートでおたずねしたことは、今回の目的以外に使用することはありません。また、回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されたり、個人の情報が漏れたりすることはありません。

アンケート結果は、秋頃に市のホームページ等 (<http://www.city.daito.osaka.jp/>) においてご報告させていただきます。

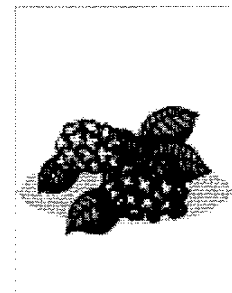
お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成20年6月10日

大東市長 岡本 日出士

● ご記入にあたってのお願い ●

1. あて名の方ご自身をご記入ください。ご本人が病気などで記入できないときには、ご家族がご本人の立場でご記入ください。
2. ご記入は、黒のボールペンか鉛筆でお願いします。
3. 質問のあてはまる番号に○をお付けください。
4. 「その他」にあてはまるときには、()内にその内容をできるだけ具体的にお書きください。
5. ご記入が終わりましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れ、**6月23日(月)までに**ポストにご投函ください。切手は不要です。



お問い合わせ わせ先	大東市 生涯学習部 人権啓発室 電 話：072-870-9061	担当：杉谷、坂本、新井 FAX：072-870-0907
---------------	-------------------------------------	---------------------------------

問 21 の用語解説

用 語	解 説
女子差別撤廃条約	第 34 回国連総会において採択された、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃をうたった条約
男女共同参画社会基本法	わが国の男女共同参画社会の形成にあたって、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を定めた法律
男女雇用機会均等法	募集・採用・配置、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について差別的取り扱いを禁止した法律
育児・介護休業法	育児及び介護のための休業についての制度を設け、勤務時間などに関して事業主が講ずべき措置や、労働者などに対する支援の措置を定めた法律
DV防止法	配偶者や恋人などパートナーからの暴力を定義し、その防止を図るための基本方針を定めた法律
ジェンダー（社会的・文化的性差）	生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的にこうあるべきだとして身についた社会的・文化的な性差のこと
ポジティブ・アクション	積極的改善措置のことで、男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供し格差を改善していくこと
ワーク・ライフ・バランス	男女の仕事や家庭、地域等への参画を調和の取れたものにする
大東市男女共同参画社会行動計画（ウィズ ユー プラン）	大東市において男女共同参画社会を形成していくため、必要な施策の総合的・効果的な推進方策について定めた計画
大東市男女共同参画推進条例	大東市において男女共同参画を推進していくため、基本理念とともに、市、市民、事業者、学校関係者等の責務を示した条例
大東市男女共同参画ルーム	大東市の市民が男女共同参画をめざす活動を支援するために大東市生涯学習センター「アクロス」に設置した施設

ひとりで悩まないで！お気軽にご相談ください

- 女性の悩みサポートライン（2日間の特別電話相談）
平成 20 年 6 月 23 日（月）・24 日（火） 午前 10 時～午後 4 時
相談電話番号 072-869-5600
- 女性の悩みなんでも相談（事前に予約が必要です。電話番号：072-869-6505）
毎月第 1 月曜日 午前 10 時～12 時／午後 1 時～3 時（ただし平成 21 年 1 月は第 1 火曜）
第 3 水曜日 午後 4 時～8 時
第 4 土曜日 午後 1 時～5 時
相談場所：大東市立生涯学習センター「アクロス」男女共同参画ルーム内相談室

男女平等と性別役割分担について

問8 次の各分野において、男女がどの程度、平等になっていると思われますか。

(それぞれ〇は1つつ)

	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない
家庭生活	1	2	3	4	5	6
雇用の機会や働く分野	1	2	3	4	5	6
職場	1	2	3	4	5	6
自治会等の地域活動	1	2	3	4	5	6
学校・教育の場	1	2	3	4	5	6
政治・経済活動への参画	1	2	3	4	5	6
法律や制度	1	2	3	4	5	6
社会通念・慣習やしきたり<冠婚葬祭>	1	2	3	4	5	6
社会全体	1	2	3	4	5	6

問9 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

1. そのとおりだと思う
2. どちらかといえば、そう思う
3. わからない
4. どちらかといえば、そう思わない
5. そうは思わない



問 10 次のような家庭内の仕事について、あなたのご家庭では、実際にはどなたが主に担当されていますか。(それぞれ○は1つずつ)

	夫	妻	夫婦	その他の人	該当しない
生活費を得る	1	2	3	4	
掃除・洗濯	1	2	3	4	
食事のしたく	1	2	3	4	
日々の家計の管理	1	2	3	4	
高額の買い物の決定	1	2	3	4	
子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5
乳幼児の世話	1	2	3	4	5
老親や病身者の介護や看護	1	2	3	4	5
親戚づきあい	1	2	3	4	
近所づきあい	1	2	3	4	

仕事と生活の調和について

問 11 女性の生き方として理想だと思うのは、どれですか。また、現実は何れにあたりますか。どれになりそうですか。男性の方は身近な人を想定してお答えください。

	理想 (○は1つ)	現実 (○は1つ)
結婚せず、仕事を持ち続ける	1	1
結婚し、出産はせず、仕事を持ち続ける	2	2
結婚し、出産をして、仕事を持ち続ける	3	3
結婚を機に、仕事はやめて家庭に入る	4	4
結婚を機に、仕事はやめて家庭に入り、子どもが一定の年齢に達したら、再び仕事につく	5	5
出産を機に、仕事はやめて家庭に入る	6	6
出産を機に、仕事はやめて家庭に入り、子どもが一定の年齢に達したら、再び仕事につく	7	7
仕事にはつかない	8	8
その他()	9	9

問 12 男性の生き方として理想だと思うのは、どれですか。また、現実は何れにあたりますか。どれになりそうですか。女性の方は、身近な人を想定してお答えください。

	理想 (〇は1つ)	現実 (〇は1つ)
家事や地域活動は妻に任せ、仕事に専念する	1	1
家庭や地域活動を尊重するが、あくまでも仕事を優先させる	2	2
家事や地域活動に妻とともに参加し、仕事と両立させる	3	3
どちらかといえば、仕事よりも、家庭や地域活動などを優先させる	4	4
仕事は妻に任せ、家事や地域活動に専念する	5	5
その他 ()	6	6

問 13 男女がともに家事や育児、介護、地域活動などに積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は特に必要と思うものを3つまで)

1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める
2. 家事や子育てなどに対する抵抗感をなくす
3. 家族の中で家事などの分担について話し合う
4. 男女がともに家事、子育てや介護などについての知識や方法を身につける
5. 給与などに関する男女間格差をなくす
6. パートタイマーや派遣労働者の労働条件を改善する
7. 職場において、労働時間の短縮や育児・介護休業の利用しやすい環境をつくる
8. 育児・介護休業中の賃金など給付を充実する
9. 在宅勤務やフレックスタイム制（時間差出勤）を取り入れる
10. その他 ()

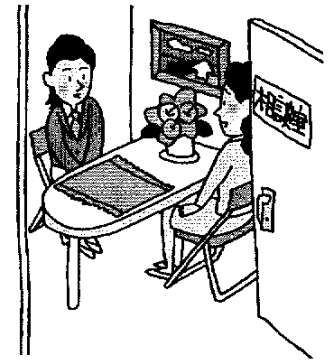


問 16 前問 15 の「経験」で1つでも○を付けた方にお聞きします。ドメスティック・バイオレンスをしたり、されたとき、その後どうしましたか。(○はいくつでも)

1. 夫婦や恋人などパートナー同士で話し合った
2. 親や兄弟姉妹、親族に相談した
3. 友人や知人に相談した
4. 公的な機関に相談した
5. 民間のカウンセラーや心療内科などの医療機関に相談した
6. 安全なところに避難した
7. パートナーが怖くて、何もできなかった
8. どこにも相談しなかった
9. その他 ()

問 17 前問 16 で 7、8 に○を付けた方にお聞きします。どこにも相談しなかった、また、相談できなかったのはなぜですか。(○はいくつでも)

1. どこに相談してよいのかわからなかった
2. 相談しても無駄だと思った
3. 相談したことがわかると、仕返しを受けると思った
4. 恥ずかしくて誰にも言えなかった
5. 自分さえ我慢すればよいと思った
6. 自分にも落ち度があると思った
7. 自分のための好意的な行為だと思った
8. 相談するほどのことでもないと思った
9. その他 ()



問 18 ドメスティック・バイオレンスをなくすためには何が必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

1. 家庭や学校における男女の人権尊重や性についての教育を充実させる
2. 暴力や性に関する意識改革のための啓発をする
3. 被害者のための窓口や相談所、保護施設を設ける
4. 加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する
5. 警察や裁判所に被害届を出しやすい環境をつくる
6. 捜査や裁判等の過程で被害者の心情等に配慮する
7. 法律、制度の制定や見直しを行なう
8. その他 ()

問 19 あなたは、身近でセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を見たり、聞いたり、あるいは自分自身が受けたりしたことがありますか。(〇はいくつでも)

1. 受けたことがある
2. したことがある
3. 見たり聞いたりしたことがある
4. 見たり聞いたりしたことはない

問 20 前問 19 で1～3に〇を付けた方にお聞きします。それはどのような内容でしたか。(〇はいくつでも)

1. 性的な経験・冗談を言ったり、聞いたりする
2. 容姿やプロポーションについてあれこれいう
3. 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、体にさわる
4. 「結婚はまだ？」や「子どもはまだ？」とたびたび聞く
5. 職場の宴会でお酌(しゃく)やダンスを強要する
6. ヌード写真などを見せられたり、不愉快な視線をおくられる
7. 立場や地位を利用して食事に誘ったり、性的な関係を強要する
8. その他 ()

男女共同参画に関する法律やことは、ことがらについて

問 21 あなたは男女共同参画に関する次の法律やことは、ことがらを知っていますか。(それぞれについて〇は1つずつ)

	知っている	聞いたことがある	知らない
女子差別撤廃条約	1	2	3
男女共同参画社会基本法	1	2	3
男女雇用機会均等法	1	2	3
育児・介護休業法	1	2	3
DV防止法	1	2	3
ジェンダー(社会的・文化的性差)	1	2	3
ポジティブ・アクション	1	2	3
ワーク・ライフ・バランス	1	2	3
大東市男女共同参画社会行動計画 (ウィズユープラン)	1	2	3
大東市男女共同参画推進条例	1	2	3
大東市男女共同参画ルーム	1	2	3

行政への要望

問 22 男女共同参画社会を推進していくために、今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(〇は主なもの3つまで)

1. 市の広報誌やパンフレットなどで人権尊重と男女共同参画について啓発する
2. 女性のための相談・支援体制を充実する
3. 母性保護のため、女性の健康と権利を守る対策を推進する
4. 政策・方針決定のさまざまな場への女性の参画を積極的に進める
5. 学校教育や社会教育の場で、人権尊重と男女共同参画についての学習を充実する
6. 地域・市民活動において男女共同参画の視点を重視するよう働きかける
7. 女性の自立や社会参画を支援する
8. 各種団体の女性リーダーを育成する
9. 働く場での男女格差をなくすよう事業主などに啓発を行う
10. 仕事と家庭が両立できるよう事業主などに啓発を行う
11. 男女がともに働きながら家事や育児・子育て・介護などを両立できるような支援・サービスを充実する
12. 大東市男女共同参画ルームを充実する
13. その他 ()

あなたが描く男女共同参画社会の理想像や、その他ご意見などをお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。ご記入いただきましたアンケート用紙は、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れ、6月23日(月)までにポストにご投函ください。切手は不要です。